明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

5　介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6　（略）

（掲示）

第三十一条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2　介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3　介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十六条の三　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第三十八条　（略）

2　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　第八条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三　第九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四　第十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五　第二十二条の規定による市町村への通知に係る記録

六　第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七　第三十六条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（勤務体制の確保等）

第四十八条　（略）

2～4　（略）

5　ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6　（略）

（新設）

2　（略）

（掲示）

第三十一条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2　介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（新設）

（記録の整備）

第三十八条　（略）

2　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　第八条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三　第九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四　第十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五　第二十二条に規定する市町村への通知に係る記録

六　第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七　第三十六条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（勤務体制の確保等）

第四十八条　（略）

2～4　（略）

（新設）

5　（略）